

北海道最低賃金の改正決定に係る答申文写



令和3年8月5日

北海道労働局長
上田 国土 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月30日付け北労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので下記のとおり答申する。

記

- 1 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
労働者側の主張は、昨年、北海道最低賃金の引上げ額は0円であったことなどから、本年は大幅な最低賃金の引き上げが必要であるというものであった。
使用者側の主張は、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が回復していない業界に配慮して、最低賃金の引き上げを据え置くというものであった。
- 2 このため、別添「令和3年度北海道最低賃金額改定の引上げ額に関する公益委員見解」を示し、採決する方法により別紙1のと通りの結論に達したものである。
また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙2のとおり、引き続き乖離が生じていないことが確認された。
- 3 当審議会においては、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むとともに、生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援策、特に業務改善助成金については、申請件数を上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。
また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを併せて要望する。
- 4 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、以下の点に係る各側委員の共通理解の下で審議を行ったところである。
① 持続可能な開発目標(SDGs)の「働きがいも経済成長も」(SDGs8)を図ると

ともに、最低賃金の引上げに資するよう、中小企業・小規模事業者の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であること。

② 経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針を堅持すること。

③ 新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況下において、最低賃金は経済を支え、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることについて特段の配慮をすること。

④ 非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていること。

5 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うこととする。

6 労使各側代表委員から、次のとおり意見があった。

① 労働者代表委員から、次年度の金額審議において、より一層の地域間格差の是正に向けた議論を強く要望する。

② 使用者代表委員から、国はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業・小規模事業者の「事業の存続」と「雇用の維持」を支えてきたが、こうした中で、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引き上げることは一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことになりかねないことを強く懸念する。

別紙 1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 889円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙 2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件 名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 861円
- (3) 発 効 日 令和元年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（105,309円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

861円（北海道最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝122,257円

令和 3 年度北海道最低賃金額改定の引上げ額に関する公益委員見解

1 令和 3 年度北海道最低賃金額改定の引上げ額は 28 円とする。

2 公益委員見解を示すに至った経緯について

北海道の経済、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある。雇用・所得情勢は、労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている。また、北海道内の雇用情勢は、求職者が引き続き増加しており、弱さがみられる。有効求人倍率は 0.93 倍（令和 3 年 5 月）と、前年同月と同水準であった。

このような状況下にあつて、北海道地方最低賃金審議会においては、これまでの審議の経緯を踏まえつつ、道内の雇用経済情勢を考慮するとともに、地域別最低賃金額改定の目安答申をも参考とし、労使が十分に議論して決定すべく、地域別最低賃金の改定審議を行ってきたところであるが、労使各側の意見の一致をみるには至らなかった。

このため、公益委員見解を示すに至ったものである。

3 北海道最低賃金の引上げ額について

今般、北海道最低賃金の引上げ額について、公益委員見解を示すに当たり、

① 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「より早期に全国加重平均 1000 円を目指す」とする方針が示されていること、

② 中央最低賃金審議会の目安答申では、地域間格差の是正という観点からも、引上げ額の目安は 28 円とされており全国加重平均で 902 円から 930 円とする目安が示されたこと、

③ 昨年度の北海道地方最低賃金審議会において、「来年度の審議においては、感染症や消費増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行う。」こととしたこと、

④ 非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていること、

⑤ 昨年度の北海道最低賃金については、コロナ禍の影響がはっきりとしないことなどから引上げ額を 0 円としたこと。しかし、北海道の経済指標の中には改善がみられるものもあり、本年度はワクチン接種が進んでいること

等を総合的に勘案し、検討を行い、令和 3 年度の北海道最低賃金の引上げ額は 28 円とする。

4 中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備について

中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備については、次の施策が北海道労働局で講じられている。

- ① 雇用調整助成金については、最低賃金の引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援するために、本年10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給されることとなり、業務改善助成金については、令和3年8月1日から、特例的な要件緩和・拡充がなされている。
- ② 本年4月1日から、北海道働き方改革推進支援センターは、北海道（14（総合）振興局及び本庁経済部）に設置された働き方改革関連特別相談窓口と連携して道内の中小企業へのきめ細かな相談に応じる体制等を整備したほか、道内の商工会議所及び商工会と連携して、道内の中小企業向けにセミナーの開催や出張相談を実施している。
- ③ 下請取引の適正化を図るため、11月に「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を実施し、集中的に周知・広報を実施するとともに、下請かけこみ寺を案内するなど、北海道経済産業局とも連携してその取組を行っている。

これらの道内の中小企業に対する各種支援策については、より一層その利用及び活用が図られるため周知・啓発を行うよう北海道労働局に要請するものである。